

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
強化指定選手選考規定

強化指定選手は以下のように選考する。

- (1) 一般社団法人日本パラアイスホッケー協会が実施するトライアウトに参加した選手。
- (2) トライアウトを実施しないシーズンは、日本代表監督が招集した選手。
- (3) 上記 (1) および (2) 以外で、強化担当部署が特に強化に値すると認めた選手。
- (4) 上記 (1) から (3) の選手は、協会の「3-1 コンプライアンス規定」「3-2 倫理に関するガイドライン」「3-3 行動規範」および「3-4 処分規定」を理解した上で、「誓約書」に署名するものとする。ただし、未成年者(20歳未満)は、親権者の署名も必要とするものとする。

2016年2月18日改定

2017年12月23日改定

2020年6月1日改定